

花いっぱいコミュニティ緑化事業園芸資材等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花いっぱいあふれる潤いのあるまちづくりを推進するため、地域の住民で構成する花づくりグループを対象に、草花の種子、球根及び園芸資材を交付し、地域コミュニティの拠点となる公民館等での花飾り活動を推進することを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 交付対象団体は、公民館管内を単位とする花づくりグループとし、継続して活動する団体を対象とする。

(交付対象となる植栽場所)

第3条 交付対象となる植栽場所は市立公民館や、地域に広く開放された施設、公園、道路敷等の公共的施設のうち、施設管理者の同意を得ている場所を対象とする。

(育成管理)

第4条 花づくりの団体は、市より交付された種子、球根が健全に育成されるよう肥培管理に努めなければならない。播種は原則として花壇に直播きせず、会員相互間で育苗し、開花時期に合わせて花壇へ移植する。

(助成)

第5条 市は、予算の範囲内で花づくり団体に対し、花壇へ植栽することとなる草花の種子又は球根等を交付すると共に、これに必要となる園芸資材を提供することができるものとする。

(指導)

第6条 市は、草花づくりに必要な知識の高揚を図るため、園芸指導を行うほか、必要に応じて講習会を開催する。

(交付申請)

第7条 種子・球根及び園芸資材等の交付を受けようとする団体は、花いっぱいコミュニティ緑化事業草花種子等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたとときは、申請者に対し、花いっぱいコミュニティ緑化事業交付決定通知書(第2号様式)をもって通知するものとする。

(完了報告)

第9条 種子・球根及び園芸資材等の交付を受けた団体は、植栽完了後、花いっぱいコミュニティ緑化事業草花種子等植栽完了報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(管理)

第10条 交付を受けた種子・球根及び園芸資材等の管理にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 植え付け等を実施した場所は適正に管理しなければならない。
- (2) 植え付け後、花の生育期間中は、掘り取り又は移動をしないこと。
- (3) 申請者の過失により花苗が枯死したときは、直ちに補植し、現状に回復すること。

(返還命令)

第11条 交付された種子・球根及び園芸資材等を、交付決定内容と違う用途・場所等で使用した者に対し、市長は花いっぱいコミュニティ緑化事業花草等返還命令書（第4号様式）により返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、昭和60年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

団体名
代表者氏名
住所

花いっぱいコミュニティ緑化事業草花種子等交付申請書

下記の通り標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

記

- 1 事業実施団体
組織の名称

事務所の所在地

構成人員

- 2 交付希望の内容

種 類	数 量	
	球	0

- 3 植栽場所（公園・広場の名称と面積又は道路の延長）

注・植栽箇所の位置図及び土地管理者の同意書を添付

第2号様式(第9条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体名
代表者氏名
住所

花いっぱいコミュニティ緑化事業草花種子等植栽完了報告書

交付を受けた草花種子等について、播種、植付けが完了しましたので報告します。

記

- 1 植栽箇所
- 2 植栽期日 月 日 ~ 月 日
- 3 植栽動員人員 団体 人

注・植付作業中及び完了後の写真を添付のうえ提出のこと。